

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等の審査等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、本町の財政の健全化に関する5指標数値(健全化判断比率等)について、次のとおり公表します。

### 1. 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する比率のことである。

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{0 + (0 + 0) \quad \text{実質収支(黒字)138,559}}{2,301,196} = \Delta 6.02\% \end{aligned}$$

※ 実質収支が黒字である場合は、実質赤字比率は「負の値」で表示される。

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
- ・標準財政規模＝決算統計における「標準財政規模」及び「臨時財政対策債発行可能額」の合計額

指標名	早期健全化基準 (イエローカード)		財政再生基準 (レッドカード)
	国の基準範囲	本町に適用される基準	
実質赤字比率	11.25～15%	15%	20%

令和4年度決算に基づく本町の実質赤字比率	△6.02% (赤字ではない) (R3 △5.35%)
----------------------	--------------------------------

### 2. 連結実質赤字比率

普通会計に相当する会計と公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計を含めた、全会計を対象とした実質赤字（公営企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率のことである。

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{(0+0) - (224,398 + 20,839)}{2,301,196} = \Delta 10.66\% \end{aligned}$$

※ 連結実質収支が黒字である場合は、連結実質赤字比率は「負の値」で表示される。

- ・ A = 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ・ B = 公営企業の特別会計のうち、資金不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
- ・ C = 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ・ D = 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

指 標 名	早期健全化基準（イエローカード）		財政再生基準 （レッドカード）
	国の基準範囲	本町に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25～20%	20%	40%

令和4年度決算に基づく本町の連結実質赤字比率	△10.65%（赤字ではない） （R3 △9.34%）
------------------------	--------------------------------

### 3. 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことであり、平成18年度から地方債の協議・許可制度で既に用いられている指標である。

（単位：千円）

$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \div 3$	$\div 3$
$= \frac{(R2) + (R3) + (R4)}{(9.65894 + 8.34669 + 8.81642)} \div 3 = 8.9\%$	$(3 \text{ カ年平均})$

#### ・ 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

指 標 名	早期健全化基準（イエローカード）		財政再生基準 （レッドカード）
	国の基準範囲	本町に適用される基準	
実質公債費比率	25%	25%	35%

令和4年度決算に基づく本町の実質公債費比率	8.9% （R3 9.2%）
-----------------------	-------------------

#### 4. 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことである。次に掲げる①～⑧の合算額である将来負担額から、将来負担を減ずる要素となる。

- ア 充当可能基金額（例 財政調整基金、減債基金など）
- イ 特定財源見込額（例 公営住宅債の償還財源として見込まれる公営住宅家賃収入など）
- ウ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額、を控除したものを分子とし、これを標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したもので割ったものが将来負担比率である。

（単位：千円）

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\
 &= \frac{3,919,014 - (2,866,033 + 0 + 2,849,382)}{2,301,196 - 368,132} \\
 &= \triangle 92.9\%
 \end{aligned}$$

・将来負担額＝①～⑧の合計額

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担額等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

指標名	早期健全化基準（イエローカード）		財政再生基準（レッドカード）
	国の基準範囲	本町に適用される基準	
将来負担比率	350%	350%	—

令和4年度決算に基づく本町の将来負担比率	△92.9%（将来負担はない） （R3 △73.9%）
----------------------	--------------------------------

## 5. 公営企業における資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率のことである。

(単位：千円)

$\text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

- ・ 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

指 標 名	早期健全化基準（イエローカード）		財政再生基準 （レッドカード）
	国の基準範囲	本町に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—

令和4年度決算に基づく簡易水道事業の資金不足比率	7,101	97,886	=	△7.3%(赤字ではない) (R3△4.3%)
令和4年度決算に基づく特定地域生活排水処理事業の資金不足比率	1,423	6,294	=	△22.6%(赤字ではない) (R3△23.1%)
令和4年度決算に基づく農業集落排水事業の資金不足比率	5,552	33,403	=	△16.6%(赤字ではない) (R3△13.6%)
令和4年度決算に基づく下水道事業の資金不足比率	6,293	47,887	=	△13.1%(赤字ではない) (R3△10.1%)
令和4年度決算に基づく住宅用地造成事業の資金不足比率	470	469	=	△100.2%(赤字ではない) (R3△100.0%)

※ 資金不足額が黒字の場合は、資金不足比率は「負の値」で表示される。